


○決裁 ○供覧

※決裁区分については、決裁権者の欄の()内にレをつけること。

				文書番号	取市発第 号	
市長()	副市長	部長()	次長	課長(✓)	課長補佐	係長
				野	沼田	沼田
合議				起案	21・3・31	
				施行予定	21・4・1	
				決裁(関了)	21・3・31	
				完結	21・3・31	
あて先				発信者名		
<p style="text-align: center;">件名</p> <p style="text-align: center;">市長交際費支出基準のホームページ掲載について</p>						
<p>上記のことについて別記のとおり</p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>照会 <input type="checkbox"/>回答 <input type="checkbox"/>報告 <input checked="" type="checkbox"/>実施 してよろしいか伺います。 <input type="checkbox"/>申請 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>決定 ます。 </p>						
個別フォルダー名		保存期間		永年 10年 5年 3年 1年		
施行取扱上の注意 課内				起案者		
				政策推進部		
				秘書課		
				(内線 1113)		
				氏名		
				中村大地 		

市長交際費支出基準

趣旨

この基準は、市長が市政の推進に必要な交際のために支出する市長交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

1. 種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとし、支出額は、別表1に定める。

1. 慶 祝(祝儀・会費) 各種式典関係の慶事及び各種総会・会議等に出席する場合に支出する。
2. 弔 慰 取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、関係市町村の首長並びに議長及びその親族に対して支出する。
3. 見 舞・病氣等入院、罹災等の見舞いについて、取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、並びに関係市町村の首長及び議長に対して支出する。
4. 壮 途 市内在住者が海外で国際協力活動等をする際に支出する。
5. その他 市長が特に必要と認めた事項

2. 基準及び支出内容の公開

この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容についても公表する。公表の方法は、支出一覧表を取手市のホームページに掲載するものとする。

3. この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この基準は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

付則 この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

種別	内容	金額	備考
慶祝 (祝儀・会費)	各種式典関係の慶事 地域納涼祭 各種総会及び会議等の 懇親会	5,000 円	会費がある場合はその額とする。 なお、原則として、祝儀は市補助団 体に支出しないものとする。
	地域新年会・忘年会等	3,000 円	
仕途	仕途金	10,000 円	
弔慰	本人	10,000 円 並びに花輪	
	配偶者・両親・子・ 祖父母・兄弟	5,000 円 5,000 円	
	その他、市長が必要と 認めるとき	必要に応じて	
見舞	罹災・病気等入院 本人のみ	5,000 円から 10,000 円以内	
	その他、市長が必要と 認めるとき	10,000 円以内	
その他	市長が特に必要と認め たとき	必要に応じて	市長が必要と認めた事項につい て、公共性、公益性等を考慮して 必要に応じた額を支出する。



印刷 閉じる

市長交際費支出基準

趣旨

この基準は、市長が市政の推進に必要な交際のために支出する市長交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

1. 種別及び支出範囲

交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとし、支出額は、別表1に定める。

1. 慶 祝(祝儀・会費) 各種式典関係の慶事及び各種総会・会議等に出席する場合に支出する。
2. 弔 慰 取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、関係市町村の首長並びに議長及びその親族に対して支出する。
3. 見 舞 病気等入院、罹災等の見舞いについて、取手市特別職で非常勤の者、地元の国会・県議会議員、並びに関係市町村の首長及び議長に対して支出する。
4. 壮 途 市内在住者が海外で国際協力活動等をする際に支出する。
5. その他 市長が特に必要と認めた事項

2. 基準及び支出内容の公開

この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容についても公表する。公表の方法は、支出一覧表を取手市のホームページに掲載するものとする。

3. この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この基準は、平成15年8月1日から施行する。

付則 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別表1

種別	内容	金額	備考
慶祝	各種式典関係の慶事	5,000円	会費がある場合はその額とする。 なお、原則として、祝儀は市補助団体に支出しないものとする。
	地域納涼祭		
	各種総会及び会議等の懇親会		
	地域新年会・忘年会等	3,000円	
壮途	壮途金	10,000円以内	
弔慰	本人	10,000円	
	並びに花輪		
	配偶者・両親・子	5,000円	
	祖父母・兄弟	5,000円	
	その他市長が必要と認めたとき	必要に応じて	
見舞	罹災・病気等入院	5,000円から	
	本人のみ	10,000円以内	
	その他市長が必要と認めたとき	10,000円以内	
その他	市長が特に必要と認めたとき	必要に応じて	市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。